

徳島県告示第五百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	廃止
ビオラ合同会社	徳島市かちどき橋一丁目三七番地の一 アルファステイツかちどき橋八〇三号室	ヘルパーステーション ビオラ	徳島市八万町内浜一三〇番地一 森住宅C棟C 一号室	訪問介護	令和六年七月二十六日	令和六年八月三十一日	
同	同	訪問看護ステーション ビオラ	同	訪問看護	同	同	
有限会社ミマメディカルサービス	板野郡板野町羅漢字野神六〇番地の一	リハビリ・デイサービスこころ	板野郡上板町西分字山下一二番地の三	通所介護	同 十八日	同	
合同会社輪	同 上板町佐藤塚字東三八四番地二四	デイサービスセンター ーリン	名西郡石井町浦庄字下浦三四一番地一	同	同 十三日	同 八月十五日	